

医療機能別ごとの県東地域の状況(回復期・慢性期)

No.	区分	現状、課題及び将来予測	医療提供体制を実現するための施策・取組等	備考
1	回復期	<p>(1) 平成29(2017)年度病床機能報告書                      回復期病床数 2017年10月現在 39床                      2023年(6年後) 122床                      ※関係医療機関が報告した予定病床数                      内訳:芳賀赤十字病院40床、福田記念病院44床、真岡中央クリニック19床、曹田診療所19床                      2023年(6年後)に新たに回復期病床へ転換すると報告している医療機関                      ①福田記念病院:休床44床を回復期病床へ転換                      ※再編計画あり。将来の病床については未定である。                      ②曹田診療所:現在の急性期19床を回復期病床へ転換 ※今後とも急性期医療を担っていききたい。                      [平成29(2018)年度病床機能報告書集計結果の概要]                      [芳賀赤十字病院公的医療機関等2025プラン]</p> <p>(2) 芳賀赤十字病院の回復期病床                      平成31(2019)年の新病院開設に伴い、現在の回復期病床20床から40床に増床し、院外の患者も受け入れる。</p> <p>(3) 芳賀中央病院(仮称)の回復期病床                      2020年の新病院開設に伴い、地域包括ケア(回復期)病床19床の開設を予定している。</p> <p>(4) 回復期患者の流出                      回復期全体及びリハビリ分野で、県南及び宇都宮医療圏への患者の流出がみられる。                      区域内回復期患者 158.3人/日                      県南地区 91.7人/日 ほか                      (2025年推計) [栃木県地域医療構想]</p> <p>(5) 将来の医療需要(医療機関所在地)                      2016年 2025年 ※ 2035年 ※ 増加 2040年( ) 減少                      (※医療需要最大:209人/日) [栃木県地域医療構想]</p>	<p>医療機能報告書が示す回復期病床(病床)の開設も予定されている。今後、県東地域における回復期病床は、増加する要素はあるものの、地域医療構想で推計する必要数(200床)を大きく下回る。回復期の患者が流出している状況を考慮し、宇都宮地区や県南地区との連携を図りながら、県東地域医療構想調整会議や病院並びに有床診療所情報交換会を通じて、県東地域の回復期医療を推進する。</p> <p>○栃木県医療分譲総会連帯基金を活用し病床を回復期に変換する事業者に対し助成を行う。</p> <p>① 回復期への病床機能の転換に對する助成(回復期機能転換施設整備助成費)                      病床の機能を高度急性期、急性期又は慢性期から回復期へ転換するために行う施設の整備                      ② 回復期への病床機能の転換に對する助成(回復期機能転換促進事業費)                      病床の機能を高度急性期、急性期又は慢性期から回復期へ転換するために行う設備の整備                      設備の整備を行った病院(病床数の減少)に對する助成(急性期病床等用途変更促進事業費)                      ③ 病床の用途変更(病床数の減少)に對する助成(急性期病床等用途変更促進事業費)                      回復期以外の病床を減少させ、他の施設に用途を変更するために行う施設又は施設の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○県東地域の実情に合わせた運用体制(宇都宮・県南地区との連携等)の充実が必要である                      ○ADLの向上や在宅復帰に向けたリハビリテーション機能の充実が必要がある</p> </div>	<p>【病床機能報告制度における医療機能区分】                      ・回復期機能:急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能(特に脳血管疾患や大腸胃頭頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能)                      ・実際にリハビリテーションを提供していないだけでなく、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療提供している場合も含まれる。(地域包括ケア病床等)</p>
2	慢性期	<p>(1) 平成29(2017)年度病床機能報告書                      慢性期病床数 2017年10月現在 181床                      2023年(6年後) 181床                      ※関係医療機関が報告した(予定)病床数                      内訳:福田記念病院48床、真岡病院60床、新井病院33床、茂木中央病院40床                      【平成29(2018)年度病床機能報告書集計結果の概要】</p> <p>(2) 慢性期医療、介護の現状及び将来の医療需要(医療機関所在地)                      ・2025年の慢性期医療需要 2013年比で約18%の減少と推計 ※一時的には減少に転じるが、将来的には増減にとどまる                      ・入院患者の流出 区域内心慢性期患者120.6人/日 宇都宮地区 25.1人/日 ほか                      関西、下妻地区 21.5人/日 ほか                      ・介護老人保健施設 施設数と定員は県平均を上回る/人口10万人                      ・特別介護老人ホーム 施設数は県平均を上回っているが定員は下回る/人口10万人                      ※施設定員の増加により入所待機者は減少している。                      ・2025年の在宅医療需要 2013年比で1.24倍(756人/日) 951人(日)と推計                      ・地域住民(受療者) ①医療及び介護サービス提供体制の現状に関する理解を深める                      ②適切な受療行動に努める                      ③自らの人生最終段階における医療・ケアのあり方について考えを深める                      [栃木県地域医療構想]</p>	<p>○病床機能報告書において、地域医療構想で推計する慢性期病床必要数(154床)を上回っている。本地域内の医療機関の役割分担を明確にしながら県東地域医療構想調整会議や病院並びに有床診療所情報交換会を通じて、慢性期病床のあり方について検討していく。</p> <p>○慢性期患者を県東地域で支える体制の整備のため、区域内の在宅医療の充実や介護施設等との連携を強化する。                      ※患者の情報を医療機関から介護施設へ提供する体制(県東地域独自の取組)等を推進する。                      ※介護施設等が回復期も含め、慢性期の受け皿や補充機能を果たすことが求められる。</p> <p>○介護、在宅医療を含めた慢性期の医療を支える体制の構築について、住民ニーズ・利用者の視点に沿って医療・介護のみではなく、住居等生活に關する分野・項目全般に關する地域で生活するための在宅復帰に際する事業を進めていく。</p> <p>○市町が主体となる地域包括ケアシステムをさらに推進する。住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムを構築していく。</p>	<p>【病床機能報告制度における医療機能区分】                      ・慢性期機能:長期にわたり療養が必要となる患者(※)を入院させる機能                      ※重症の障害者、筋ジストロフィー患者又はがん病患者等                      【診療報酬の改定から(厚生労働省H30.2.7)】                      ・介護と連携して在宅医療や施設での看取りを進める。                      ・ニーズに合わせた病床再編を促し、「かかりつけ医」の役割を強化する。                      【介護医療院(地域包括ケア施設による改正)】                      ・日常的な医学管理が必要な重介護者の受入                      ・看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護医療施設                      【在宅医療】                      ・居宅、養護老人ホーム、介護老人保健施設等で医療を受ける者が、療養生活を営むことができている場合であって、病院、診療所以外の場所で提供される医療                      【サービス付き高齢者住宅】                      ・医療を外都から提供する居住スペース</p>